

平成 3 0 年 第 1 回

仙北市農業委員会総会議事録

平成 3 0 年 1 月 1 2 日 (金)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 平成 3 0 年 1 月 1 2 日 (金) 午前 9 時

2. 開催場所 仙北市西木総合開発センター 集会室

3. 出席委員 (1 7 人)

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| 1 番 佐 藤 孝 典   | 2 番 佐 藤 和       |
| 3 番 青 柳 良 信   | 4 番 荒木田 浩 生     |
| 5 番 門 脇 博 美   | 6 番 小 玉 均       |
| 7 番 佐 藤 一 也   | 8 番 齋 藤 瑠 璃 子   |
| 9 番 千 葉 智 永   | 1 0 番 高 橋 政 敏   |
| 1 1 番 小田嶋 比左子 | 1 2 番 鈴 木 八 寿 男 |
| 1 3 番 大 石 知   | 1 4 番 草 薨 良 孝   |
| 1 5 番 真 崎 純 孝 | 1 6 番 藤 村 紀 章   |
| 1 7 番 藤 村 隆 清 |                 |

4. 欠席委員 (0 名)

5. 議事日程

第 1 開会宣言

第 2 会長挨拶

第 3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第 4 会務諸報告

第 5

1. 報 告

( 1 ) 農地法第 3 条の 3 第 1 項 (相続等に関する取得) の規定による届出について

- ( 2 ) 農地の転用事実に関する回答書について

( 3 ) 平成 3 0 年度一般会計当初予算（農業委員会費）要求について
- 2 . 案 件
- ( 1 ) 専門委員会の構成について

( 2 ) 農地利用調整会議の構成について

( 3 ) 仙北市産業振興推進委員会委員について
- 3 . 議 事
- ( 1 ) 議案第 1 号

農地法第 3 条の規定による許可申請に対する可否決定について

( 2 ) 議案第 2 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

( 3 ) 議案第 3 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について

( 4 ) その他
- 第 6 閉 会

6 . 事務局職員

局 長 浅 利 喜 一 郎 係 長 樫 尾 健

主 事 伊 藤 大 地

7 . 書 記

主 事 伊 藤 大 地

8 . 議事録署名員

1 番 佐 藤 孝 典 2 番 佐 藤 和

9 . 会議の概要

議 長 ただ今から平成 3 0 年第 1 回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 それでは、本日の総会への出席委員は 1 7 名。欠席委員は無しです。よ  
って、本総会は定足数に達しております。

議 長 次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいで  
しょうか。

『異議なし』の声

議 長 それでは議事録署名員に 1 番佐藤孝典委員、2 番佐藤和委員兩名を指名  
します。会議書記には伊藤主事を指名します。

議 長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従  
い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議 長 異議なしと認めます。それでは日程 4 、会務諸報告をお願いします。

浅利局長 《会務諸報告の朗読及び説明》（ 9 時 4 分）

議 長 ありがとうございます。それでは日程 5 、報告に入りたいと思います。  
事務局よりお願いします。

浅利局長 報告 1 、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出につきましては、平  
成 2 9 年 1 2 月 8 日から平成 3 0 年 1 月 1 1 日まで 5 件の届出を受理し  
たのち通知しております。報告 1 は以上です。

樫尾係長 報告 2 、農地の転用事実に関する回答書について、ご報告致します。  
  
整理番号 1 番は〇〇地区、現況地目については山林、整理番号 2 番は〇  
〇地区、現況地目は宅地となっております。どちらも担当農業委員と事  
務局にて現地確認をしており、その旨、法務局へ回答を行っております。

浅利局長 報告３の平成３０年度一般会計当初予算（農業委員会費）要求につきまして概略を説明させていただきます。平成３０年度の歳入要求額については２８，７６９千円となっており、歳出要求額６８，９８１千円となっており、差額分の４０，２１２千円が一般財源となっております。市長査定を月曜日受けておりますが、今後の査定次第になると思われます。昨年度差異部分を説明致します。現在農業委員会で農地の地図データを利用しておりますが、そのデータ更新が１０年ほど成されておらず、農家の方々にご不便を強いていたところです。今回の市長査定で理由を説明し、お願いしたところです。それから会務報告でも若干お話ししましたが、農地利用最適化交付金についてですが、新制度移行後の農業委員・最適化推進委員の活動に応じた報酬についての交付金となります。総会終了後の研修会で講師からの説明もあると思いますが、活動実績と成果実績とあり、今後こちらの交付金から先に述べたように、活動・成果の報酬が支払われることとなります。また現在秋田県と調整をしており、予算がつき次第になるかと思われますが、県の推進事業である「地域の未来を拓く秋田農地利用最適化推進１・２・３運動」に伴う仙北市内全農家へアンケートの実施を行う予定です。これについては、２９年度内になるか３０年度になるかはまだ決定はしておりません。今後、決定次第お知らせいたしますが、その際にアンケートの回収等を委員・最適化推進委員にお願いすることになると思われます。報告３は以上です。

議長 報告が終わりました。それでは案件に入ります。案件１、専門委員会の構成についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

浅利局長 案件１、専門委員の構成について内容の説明を致します。先に専門委員会構成の名簿（案）を作成しております。仙北市農業委員会専門委員会

設置規定により、農地専門委員会・農政専門委員会の設置が決められており、専門的に調査・研究を行うこととなっております。農地専門委員会８名、農政専門委員会７名の構成となっております。専門委員会の委員は農業委員により互選する規定となっており、会長・職務代理者は両専門委員会に属することとなっております。また各専門委員会に専門委員長・副専門委員長を置くこととなっており、互選をお願いしたいと思われます、本来であれば白紙で各専門委員へ互選していただくこととなりますが、改選前からの経験者等も踏まえ、こちらで（案）を作成しております。（案）で問題がない場合は各専門委員長・副専門委員長を決めて頂くこととなります。よろしく審議のほどお願い致します。

議長 事務局より説明が終わりました。ご質問等ございませんか。

３番青柳 私は今回２期目となっており、両専門委員会を経験したいと考えております。このことからもし交代できる方がいるのであれば交代して頂ければ助かります。ただ無理な場合は（案）での専門委員会に尽力したいと思われます。

議長 事情はよくわかります。今回の（案）については、あくまで審議をスムーズに行うための（案）ですので、今回委員を初めて経験なさる方がいることから作成したものです。ある程度、改選前からの経験者と今回からの方を平均しております。例えばこの（案）のとおり決定したとしても、１年後くらいそのような要望があれば、専門委員の移動を行ってもいいのかなとも考えます。

３番青柳 そのような事情であれば了解しました。

議長 他にご意見・質問等ございませんか。

《無しの声あり》

議 長 無いようですので、案件１の専門委員会の構成については、（案）のとおり決定してご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 案件１の専門委員会の構成については、このように決定します。  
（９時１７分）

議 長 それでは、名簿に従い、農地専門委員会及び農政専門委員会へ別れ、農地専門委員長及び副委員長、農政専門委員長及び副委員長の選出をお願い致します。農地専門委員会は隣の農林研修室、農政専門委員会については、この会場で行います。結果が出るまで暫時休憩とします。  
（９時１７分）

議 長 休憩以前に遡り、案件を再開します。（９時３０分）  
それでは農地専門委員会の選任結果の報告をお願いします。

10番高橋 農地専門委員長には、１２番鈴木八寿男委員。副委員長には２番佐藤和委員が選任されたことを報告致します。

議 長 報告がありましたとおり、農地専門委員長及び副委員長については、選任されましたとおりになりますが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 異議なしと認めます。農地専門委員長には、１２番鈴木八寿男委員、同副委員長には、２番佐藤和委員とすることとします。（９時３１分）

議 長 次に農政専門委員会の選任結果の報告をお願いします。

1番佐藤 それでは農政専門委員会の選任結果について報告致します。農政専門委員長には、３番青柳良信委員、副委員長には、１６番藤村紀章委員が選任されたことを報告致します。

議 長 報告がありましたとおり、農政専門委員長及び副委員長については、選任されましたとおりになりますが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 異議なしと認めます。農政専門委員長には、３番青柳良信委員、副委員長には１６番藤村紀章委員とすることとします。（９時３３分）

議 長 次に案件２、農地利用調整会議の構成員についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

浅利局長 それでは、案件２について説明致します。毎月２５日前後に農用地利用調整会議を開催し、翌月の総会に臨んでおりますが、構成員についてご審議をお願い致します。別紙（案）をお渡ししておりますが、農協・土地改良区・共済組合の委員が構成員として３名入っておりますが、改選後からは外れております。今回の案につきましては、その３名が外れたことと最適化推進員が構成員に入ることになっております。調整会議の出席者につきましては、案件担当委員と担当推進委員をお願いしたいと思います。それぞれの地区の担当案件が申請された段階で、その担当委員・推進委員へ調整会議の出席依頼文を送付することとなります。その後、申請者へ聴取を行い、調整会議で内容説明をお願いすることとなります。その間担当委員・担当最適化推進委員連絡を取って頂き、対応して頂くこととなります。説明は以上になります。

議 長 説明が終わりました。ご意見質問等ございませんか。  
《無しの声あり》

議 長 無いようですので、案件２、農地利用調整会議の構成員につきましては、（案）のとおりとすることにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

|      |                                                                                                                                 |      |                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長  | 異議なしと認めます。案件２、農地利用調整会議の構成員につきまして                                                                                                |      |                                                                                                                                                                                                                                                       |
|      | は、（案）のとおりとします。（９時３４分）                                                                                                           | ３番青柳 | 《整理番号１番について現地確認報告》                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議 長  | 次に案件３、仙北市産業振興推進委員会委員についてを上程します。事務局から説明をお願い致します。                                                                                 | 議 長  | 現地確認報告が終わりました。ご意見質問等ございませんか。                                                                                                                                                                                                                          |
|      |                                                                                                                                 |      | 《無しの声あり》                                                                                                                                                                                                                                              |
| 浅利局長 | 仙北市産業振興推進委員会について、これまでは仙北市農業委員会会長が委員となっておりましたので、よろしくご協議をお願い致します。                                                                 | 議 長  | 無いようですので、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請については、許可することにご異議ございませんか。                                                                                                                                                                                                |
| 議 長  | 事務局より説明が終わりました。ご意見質問等ございませんか。                                                                                                   |      | 『異議なし』の声あり                                                                                                                                                                                                                                            |
|      | 《無しの声あり》                                                                                                                        | 議 長  | 異議なしと認めます。議案第１号農地法第３条の規定による許可申請については、許可することとします。（９時３９分）                                                                                                                                                                                               |
| 議 長  | 無いようですので、事務局の説明どおり農業委員会会長が仙北市産業振興推進委員会委員とすることにご異議ございませんか。                                                                       | 議 長  | 次に議案第２号農地法第５条第１項の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                       |
|      | 《異議なしの声あり》                                                                                                                      |      |                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議 長  | 異議なしと認めます。案件３、仙北市産業振興推進委員会委員につきましては、仙北市農業委員会会長が委員となることとします。                                                                     | 樫尾係長 | それでは議案第２号農地法第５条第１項の規定による許可申請について、内容を説明致します。整理番号１番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇筆、面積は〇〇㎡、賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は〇〇市〇〇の株式会社〇〇です。転用目的は砂利採取。転用理由については、申請地の畑については、砂利層であることから砂利を除去するとのことです。なお、備考欄に記載のとおり、一時転用となります。転用期間は平成３０年〇〇月〇〇日から平成３１年〇〇月〇〇日までとなります。説明は以上です。 |
|      | （９時３５分）                                                                                                                         |      |                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議 長  | ２の案件が終了しました。引き続き議事に入ります。議案第１号農地法第３条の規定による許可申請に対する可否決定についてを上程します。説明をお願いします。                                                      |      |                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 伊藤主事 | それでは議案第１号農地法第３条の規定による許可申請に対する可否決定について、内容の説明を致します。                                                                               |      |                                                                                                                                                                                                                                                       |
|      | 整理番号１番、農地の所在は、仙北市角館町〇〇地区、〇〇筆、合計面積〇〇㎡、登記簿現況共に田、３条賃貸借の案件です。賃貸人は角館町〇〇の〇〇さん、賃借人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。契約期間は〇〇年間、１０ａ当たり〇〇円、年額〇〇円です。説明は以上です。 | 議 長  | 説明が終わりました。１番佐藤委員から現地確認報告をお願いします。                                                                                                                                                                                                                      |
|      |                                                                                                                                 | １番佐藤 | 《整理番号１番について現地確認報告》                                                                                                                                                                                                                                    |
|      |                                                                                                                                 | 議 長  | 現地確認報告が終わりました。ご意見質問等ございませんか。                                                                                                                                                                                                                          |
|      |                                                                                                                                 |      | 『無し』の声あり                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議 長  | 説明が終わりました。ここで現地確認報告を３番青柳委員からお願いし                                                                                                | 議 長  | 無いようですので、議案第２号については許可することにご異議ござい                                                                                                                                                                                                                      |

|                                                                                                                                                                          |                                                                           |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ませんか。                                                                                                                                                                    |                                                                           |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 『異議無し』の声                                                                                                                                                                 |                                                                           | 議長           | 予定されていた議案が終了しました。次に、協議・連絡事項に入ります。                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議長                                                                                                                                                                       | 異議無しと認めます。よって、議案第２号農地法第５条第１項の規定による許可申請については許可することに決定します。（９時４４分）           | 事務局よりお願いします。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議長                                                                                                                                                                       | 次に議案第３号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定についてを上程します。説明をお願いします。              | 浅利局長         | それでは協議案件について、説明致します。農業委員の担当区域についてですが、そもそも農業委員の方々については仙北市全域を担当地域とすることが大前提となっております。農地利用最適化推進委員につきましては、担当地域に責任を持つこととなっているところが違う点となります。今回（案）にて担当地域を決めておりますが、これから農地の移動や貸借などにより総会案件として提出されてくることになり、その際に現地確認などがあります。先に説明しましたが、農業委員は全地域担当となっておりますが、その地域の事情を考慮するとある程度の区分けが必要と思われます。このことから、今回担当地域という形でお示しをしております。このことにつきまして協議をお願い致します。 |
| 伊藤主事                                                                                                                                                                     | 議案第３号につきまして、内容の説明を致します。                                                   |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 整理番号１番、農地の所在は、角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積は〇〇㎡、新規の賃貸借案件となります。賃貸人は角館町〇〇地区の相続人代表者〇〇さん、賃借人は同じく角館町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、１０アール当たり米〇〇俵、年額米〇〇俵です。なお、〇〇の〇〇筆につきましては、使用貸借となります。 |                                                                           |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| なお、整理番号２番から７番までは再設定案件となります。先月の農地利用調整会議で問題ないと判断された案件ですので、説明は省略させていただきます。説明は以上です。                                                                                          |                                                                           | 議長           | 事務局より担当地区について、説明がありましたが、ご意見質問等ございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議長                                                                                                                                                                       | 説明が終わりました。ご意見質問等ございませんか。                                                  | １番佐藤         | 現地確認などの場合、どのような体制での確認になるのか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 《無しの声あり》                                                                                                                                                                 |                                                                           | 浅利局長         | 基本的に農業委員と最適化推進委員の２名となります。３名で現地確認が決められてる案件の場合は、隣接地区の農業委員も含む場合もあります。                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議長                                                                                                                                                                       | 無いようですので、議案第３号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について異議なしと認め、適正と判断することにご異議ございませんか。 | 樫尾係長         | 農地転用などの場合は、地区の農業委員１名、同じく最適化推進委員１名と考えてます。また法務局からの転用事実確認や非農地等につきましては、原則３人での確認となりますので、その際には地区農業委員１名、最適化推進委員１名、また隣接地区の農業委員若しくは最適化推進委員１名を考えております。                                                                                                                                                                                 |
| 『異議無し』の声                                                                                                                                                                 |                                                                           |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議長                                                                                                                                                                       | 異議無しと認めます。よって議案第３号については、適正と判断することとします。（９時４６分）                             |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

|      |                                                   |                                |
|------|---------------------------------------------------|--------------------------------|
| 議 長  | 暫時休憩します。（９時５１分）                                   | 上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。 |
| 議 長  | 休憩以前に遡り、協議を再開します。（９時５４分）                          | 議 長                            |
| 議 長  | 協議案件の農業委員担当区域について、（案）のとおり決定してもよろしいでしょうか。          | 署 名 員 １ 番                      |
|      | 《異議なしの声あり》                                        |                                |
| 議 長  | それでは、協議案件につきましては、（案）のとおりとします。                     | 署 名 員 ２ 番                      |
| 議 長  | 次に事務局から報告となります。                                   |                                |
| 伊藤主事 | 《土地改良法第３条の規定の手続について》（９時５８分）                       |                                |
| 浅利局長 | 連絡事項の今後の日程を説明致します。                                |                                |
|      | １月２５日（木）農用地利用調整会義（西木総合開発センター「農林研修室」）              |                                |
|      | ２月 ８日（木）第２回農業委員会総会（西木総合開発センター「集会室」）               |                                |
| 議 長  | 協議・連絡事項やその他について、ご意見ご質問等ございませんか。                   |                                |
|      | 『無し』の声あり                                          |                                |
|      | （閉 会）                                             |                                |
| 議 長  | 以上をもちまして平成３０年１回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。（１０時１分） |                                |